

平成28年6月1日

工事関係委託業者 様

豊田市長 太田稔彦
豊田市事業管理者 今井弘明
(公印省略)

工事関係委託の最低制限価格及び低入札調査基準価格等の見直しについて（通知）

平素は入札契約事務にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

豊田市では品質確保の観点から低入札対策の強化を図るために、最低制限価格、低入札調査基準価格及び低入札価格調査における失格基準（以下「最低制限価格等」という。）の算定方法を見直します。

これに伴い、平成28年6月1日付で豊田市工事関係委託低入札価格調査等試行要綱（以下「要綱」という。）を改正しますので、皆様におかれましては内容についてご承知おきいただきますとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 主な変更点

- (1) 最低制限価格等の算定時に各経費等に乗ずる算入率を変更
- (2) 最低制限価格等の端数処理方法を1万円未満切り捨てに変更

※詳細は要綱を確認してください。

2 適用時期

平成28年6月1日以降に入札公告及び指名通知を行う案件より適用

3 最低制限価格等の算定時に各経費等に乗ずる算入率等の変更箇所

別紙に示す要綱の別表2及び別表3のうち下線のある箇所

【問合せ】総務部契約課 委託担当 電話 0565(34)6616 (直通)
上下水道局総務課 庶務担当 電話 0565(34)6653 (直通)

●最低制限価格及び低入札調査基準価格（要綱の別表2）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の <u>5.5</u> を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
<u>土木関係の建設コンサルタント業務</u> <u>(技術経費・その他原価の区分を取り止め)</u>	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等に10分の <u>6.5</u> を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務費（一般）の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に10分の <u>8</u> を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に10分の <u>4.5</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等に10分の <u>6.5</u> を乗じて得た額	

※ 業務区分が複数にわたる業務については、業務区分ごとの①から④までの合計額の総和を低入札調査基準価格及び最低制限価格とする。

※ 低入札調査基準価格及び最低制限価格に1万円未満の端数がある場合は切り捨てるものとし、業務区分が複数にわたる業務については、業務区分ごとの①から④までの合計額の総和の端数を切り捨てる。

※ 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算出が困難な場合においてはは設定しない。

●低入札価格調査における失格基準（要綱の別表3）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の <u>4.5</u> を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
<u>土木関係の建設コンサルタント業務</u> <u>(技術経費・その他原価の区分を取り止め)</u>	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等に10分の <u>4.5</u> を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務費（一般）の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に10分の <u>8</u> を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に10分の <u>4.5</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等に10分の <u>4.5</u> を乗じて得た額	

※ 業務区分が複数にわたる業務については、業務区分ごとの①から④までの合計額の総和を失格基準とする。

※ 失格基準に1万円未満の端数がある場合は切り捨てるものとし、業務区分が複数にわたる業務については、業務区分ごとの①から④までの合計額の総和の端数を切り捨てる。

※ 予定価格の基となった設計に見積を使用した場合についても、失格基準を設定する。

※ 失格基準の算出が困難な場合においてはは設定しない。